

平成30年度 公の施設目標管理型評価書【指定管理者施設用】

施設名	老人デイサービスセンター月潟		
管理者名	社会福祉法人 新潟市社会福祉協議会	指定期間	平成27年4月1日 ～ 令和2年3月31日
担当課	南区 健康福祉課		
所在地	新潟市南区月潟1417番地		
根拠法令	老人福祉法		
設置条例	新潟市老人デイサービスセンター条例		
施設概要	(1)開設月日（建築年）：平成8年4月1日 (2)施設規模：鉄筋コンクリート平屋建 / 敷地面積 6,769.26㎡ / 延床面積 531.06㎡ (3)施設内容：食堂，相談室，浴室，静養室など (4)定員：（介護予防）通所介護：30名 (5)休館日（現行）：日曜日，年始（1月1日～2日） (6)開館時間：午前8時30分から午後5時まで (7)サービス提供時間：午前9時10分から午後4時20分まで		

施設設置目的
老人の健康な心身の保持と安定した生活の維持を図るため，老人福祉法第15条第2項の規定に基づき，老人デイサービスセンターを設置する。
管理・運営に関する基本理念，方針等
【管理運営に関する基本的事項】 (1) 高齢者の健康な心身の保持と安定した生活の維持を図るために設置された施設であることを十分に認識し，設置目的に沿った管理運営を行う。 (2) 公の施設であることを認識し，市民の平等利用が確保されるように公平な管理運営を行う。 (3) 効果的・効率的な管理運営を行い，経費の削減に努める。 (4) 利用者や地域住民の意見を管理運営に反映させる。 (5) 利用者からの苦情を解決する体制を取り，サービスの向上に努める。 (6) 近隣住民や他の組織，事業者と良好な関係を維持する。 (7) 省エネルギーに努めるとともに，廃棄物の発生を抑制し，環境に配慮した管理を行う。 (8) 個人情報の保護を徹底し，その取り扱いを適正に行える体制を整える。 (9) 法令等を遵守した管理運営を行う。

視 点	評価項目	評価指標	実績	評価 ※	評価コメント ※
市 民	低所得者対策の実施の有無	社会福祉法人減免事業の実施の有無	社会福祉法人減免対策があるも平成30年度対象者無	B	
	苦情・要望に対する対応	・対応マニュアル等の有無 ・1週間以内に対応	対応マニュアル有 苦情対応実施	A	苦情対応を適切に且つ期間内に対応するように心がけている。
財 務	※公設民営、介護報酬で運営さえているため、委託料なし				
業 務	事件・事故等発生時の対応の適切さ	・対応マニュアル等の有無 ・避難訓練等の実施 (年2回以上)	対応マニュアル有 苦情対応実施 ひまわりとの合同避難訓練実施	A	対応マニュアル有。避難訓練を実施し災害等の備えも行っている。
	個人情報保護の徹底	・対応マニュアル等の有無 ・個人情報保護の遵守	対応マニュアル有 個人情報保護の研修を行い、徹底を図る	A	マニュアルが整備され、研修も行い個人情報保護の徹底が図られている。
	管理運営者としての適切さ	行政機関からの指導監査等における指摘事項の有無	H30指導監査なし	A	適正に管理されている。
	業務仕様書等に定める事項の遵守	その他業務仕様書等に定める事項の遵守	各項目において遵守している	B	
人 材	適切な人員配置	基準以上の職員数の配置	規定されている以上に職員を配置している	A	規定以上の職員を配置している。
	職員の資質向上の取り組み	技能・技術を維持向上するための研修の実施	年間計画に基づき自主的に内部研修を実施。外部研修へも積極的に参加し資質向上を図っている	A	介護、看護の知識・技術向上のため内部研修を計画立て実施して資質向上に努めている。

【評価基準】

A: 要求水準(評価指標)を達成し、かつその達成度・内容が優れている

B: 要求水準(評価指標)が達成されている

C: 要求水準(評価指標)が達成されていない

※評価について、「A」を付ける場合は「優れている点」を、「C」を付ける場合は「達成されていない点」を、「評価コメント」欄に明記してください。(評価指標が達成されているだけなら「B評価」で、その達成度や内

指定管理者記載欄(アピールしたい事項・未達成項目への改善策等)

運営マニュアルに基づき、年次計画表を作成して研修の実施を行いました。外部研修にも参加し職員の資質向上に努めました。地域の方々や教育関係機関とのつながりを大切にし顔の見える関係づくりが確立されており、地域住民や小中学校のボランティアの受け入れの場としても認知されています。

地域の方々の利用者だけでなく、他地域からの利用者受入を積極的に行い利用時間等についても柔軟な対応を行ってきました。

職員に業務分担を担ってもらう事で経費節減に向けての意識付けができたことで運営に努めました。

所管課による総合評価(所見)

介護・看護の知識向上のため、内外部の研修を計画的に行っているほか、個人情報保護の研修も実施し、適正な管理運営に努めている。

また、他地域からの利用者の受け入れを積極的に行い、利用者確保に努めている点も評価できる。

引き続き適正な運営管理に取り組まれない。